

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【会社名】	寿スピリッツ株式会社
【英訳名】	Kotobuki Spirits Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河越 誠剛
【本店の所在の場所】	鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地
【電話番号】	0859(22)7477(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部部长 松本 真司
【最寄りの連絡場所】	鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地
【電話番号】	0859(22)7477(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部部长 松本 真司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第64期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金60円

総額 622,398,300円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨、規定の新設を行うものであります。

業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができる旨、規定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましても、各監査役の同意を得ております。

その他、条数等の変更、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、河越誠剛、山内博次、山根理道、松本真司、谷康人、岩田松雄の6名を選任いたします。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、口木多加志、野口浩一、田中康裕の3名を選任いたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内）と定めるものであります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内と定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	84,289	120	1	96.63	可決
第2号議案	83,262	1,147	1	95.45	可決
第3号議案					
河越 誠剛	83,211	1,198	1	95.40	可決
山内 博次	84,209	200	1	96.54	可決
山根 理道	84,215	194	1	96.55	可決
松本 真司	84,214	195	1	96.55	可決
谷 康人	84,213	196	1	96.54	可決
岩田 松雄	84,193	216	1	96.52	可決
第4号議案					
口木 多加志	84,065	344	1	96.37	可決
野口 浩一	84,194	215	1	96.52	可決
田中 康裕	84,044	365	1	96.35	可決
第5号議案	84,213	196	1	96.54	可決
第6号議案	84,197	212	1	96.53	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案及び第5号議案並びに第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成比率の算定にあたっては、事前行使分の議決権数と当日出席株主全員の議決権数を合算した数字を分母としております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上